兵庫県公報

令和３年12月20日　月曜日　　号　　外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　　　次

規　　則　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾍﾟｰｼﾞ
○ マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則
（建築指導課）…………………………………………………………………………………… 1

公布された法令のあらまし

◎マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第52号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、除却の必要性の認定の対象となるマンションに、火災に対する安全性に係る基準に適合していないマンション等が追加されることに伴い、当該認定の申請書に添付する書類を定める等所要の整備を行うこととした。

規　　　　則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月20日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第52号

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（平成27年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、規則」を「規則」に改め、「事項」の右に「その他マンションの除却の必要性の認定等に関する手続について必要な事項」を加える。

第２条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条第１項の規定による認定の申請を行う場合においては、」を削り、「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の知事がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、当該申請に係るマンションについて、法第102条第２項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の２号を加える。

(1) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の知事がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、申請に係るマンションについて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条第２項第１号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第２条に次の１項を加える。

２　省令第49条第２項第３号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) マンションの各階平面図

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第３条の次に次の１条を加える。

（書類の提出）

第４条　省令第49条第１項及び第２項並びに第52条第１項の規定により知事に提出する書類は、当該マンションの敷地の所在地を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して知事に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。